| | |
|---|---|
| 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第　　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。<br>本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。<br><br>1　電磁的記録媒体に記録された事項<br>2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類<br>備考1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。<br>2　法令の条項については、当該申請、届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。<br>3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。<br>4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。<br>5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。<br>6　該当事項のない欄は、省略すること。<br>［様式を削る。］<br>［様式を削る。］ | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第　　条第　項の規定による申請（、届出又は提出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。<br>本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。<br>1　フレキシブルディスクに記録された事項<br>2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類<br>備考1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。<br>2　法令の条項については、当該申請（、届出又は提出）の適用条文名を記載する。<br>3　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。<br>4　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は提出）の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。<br>5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。<br>6　該当事項のない欄は、省略すること。<br>**様式第７**（第139条関係）　［略］<br>**様式第８**（第139条関係）　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**別表第六**　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （電磁的方法による保存）<br>**第十三条の二**　法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。<br>［２・３　略］<br>（報告の徴収）<br>**第二十七条**　第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。<br>２　［略］ | （電磁的方法による保存）<br>**第十三条の二**　法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。<br>［２・３　同上］<br>（報告の徴収）<br>**第二十七条**　第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。<br>２　［同上］ |